

個人情報保護委員会（第 357 回）議事概要

- 1 日 時：令和 8 年 5 月 27 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
小笠原委員、穴戸委員、新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、
戸梶総務課長、香月参事官、日置参事官、山口参事官、
片岡参事官、安藤参事官

4 議事の概要

- (1) 議題 1：医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定に係る協議について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

木田委員から「本議題は、これまで製薬会社・医学研究機関、合わせて 4 団体に限られていた、仮名加工情報を利用する認定事業者に加え、新たに医療情報プラットフォームの提供やヘルスケアに関するコンサルティングを行う事業者 2 社を認定しようとするもので、仮名加工情報の利活用が進み出す端緒が感じられる。事務局の説明の通り、医療分野の研究に目的を限定しており、十分な安全管理措置がなされ、本人の再識別や情報の第三者提供の原則禁止などの諸要件が確認されたので、今後適切な遵法運用がなされることを条件に認定することに異議はない。

なお、医療情報を本人診療のみならず、広く国民全体のヘルスケア向上に資する研究や創薬に利活用することは、国民の権利・利益の増大につながると考えられる。足元では、「ヘルスケア・データスペース」という、医療関係者の中では開いた、関係者以外には閉じた情報基盤の構築などのアイデアも出ており、委員会としても、関係者との情報・意見交換を進めながら、それらに限らず、個人の権利・利益を保護しつつ、安心・安全なデータ利活用の推進がなされていくことを注視していくべきである」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

- (2) 議題 2：独立行政法人農業者年金基金（農業者年金業務等に関する事務）の全項目評価書について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「今般、農業者年金基金が、デジタル庁の構築・提供する「公共サービスメッシュ（中間サーバー相当機能）」を利用するに当たって、システムやセキュリティ等のサービス提供に相当する領域はデジタル庁が、

サービス利用に係る領域については農業者年金基金の責任において管理されるものと理解している。また、この中間サーバー相当機能を用いる業務に関する監査についても、それぞれの領域に応じて、デジタル庁及び農業者年金基金が実施するものと認識している。そのため、資料２－２の３ページ「主な考慮事項（細目）」71番の「評価書に記載したとおりに運用がなされていること等についてどのように監査するか具体的に記載しているか。」の「所見」として、両者の責任分界点が明確になるよう、例えば、前段部分では「中間サーバー相当機能のうちシステムやセキュリティ等のサービス提供部分の措置としては…」、後段部分では「中間サーバー相当機能のうちサービス利用部分及び同機能以外の部分における措置としては…」と補記を提案したい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「御指摘いただいたとおり、両者の責任分界点は特に重要であり、これを明確にするよう、「主な考慮事項（細目）」71番の所見の欄に追記したい」旨の発言があった。

手塚委員長から「清水委員からの意見を踏まえ、所見の欄への反映を行う。文案の詳細については、私に御一任いただきたい」旨の発言があった。

本議題については、委員会審議における意見を踏まえ、資料２－２の記載内容の一部を委員長一任として修正することで承認され、独立行政法人農業者年金基金に対し、評価書が承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

- (3) 議題３：預金保険機構（預金保険関係事務）の全項目評価書について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

本評価書について承認され、預金保険機構に対し、評価書が承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

- (4) 議題４：令和７年度施行状況調査（令和８年度実施）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「見直し案については結構かと思う。調査項目については、毎年の継続性も重要なが、適時に項目を加除していただくことも必要かと思う。その点、今回の行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る質問項目の追加は、公的部門における個人情報の活用が課題となっている現状に照らして、大変適時なものであると考えている。

本調査は、個人情報の活用の全体の傾向を把握するのに重要であり、また個別の機関の内訳にも遡ることが可能なので、サンプリングなどにも活用ができる。年１回の貴重な調査のため、来年度以降も質問項目の加除を検討し、その結果を今後の施策へ活用していただきたいと考えている」旨の発言があった。

藤井委員から「制度・趣旨に照らして重要であると認識をしている。本調査の中で、調査対象側から内情等を踏まえた要望を聞く機会はないのか」という旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「特に要望は寄せられていないが、地方公共団体あるいは行政機関において、記入に当たって様々な意見交換を行っており、コミュニケーションを密に取っている。また、委員が懸念されているのは回答者の負担だと思うが、これについては、国の行政機関、県及び政令指定都市などの地方公共団体はフルスペックの事項を、そうでない地方公共団体については、質問の事項を減らして配慮をしている。

なお、記入の中で「この点はできていない」というものがある場合、我々から当委員会のホームページを紹介し、「監査のチェック項目」や「規定のひな型」などの提供を行っている」旨の発言があった。

佐脇局長から「本日議題となっている施行状況調査は、あくまでも法令の履行状態を把握するための、制度に基づくものである。これとは別に、制度の在り方や解釈の仕方、改善の仕方については、日頃からのコミュニケーションはさることながら、公的部門に関する制度の見直しという議論も、先般の委員会でもご報告したとおり進めているところであり、様々な機会を通じて対応をしていくことかと思う」旨の発言があった。

宍戸委員から「令和6年度における行政機関等の個人情報保護法の施行状況についての当委員会の整理によると、今後の対応として、一部の項目に係る規定の不備あるいは個人情報ファイル簿の未公表については、次の調査において改善状況をフォローアップ・確認をすると明記していると思うので、この点に注意して施行状況調査を行っていただき、委員会に御報告いただければと思う」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上